

Newsletter

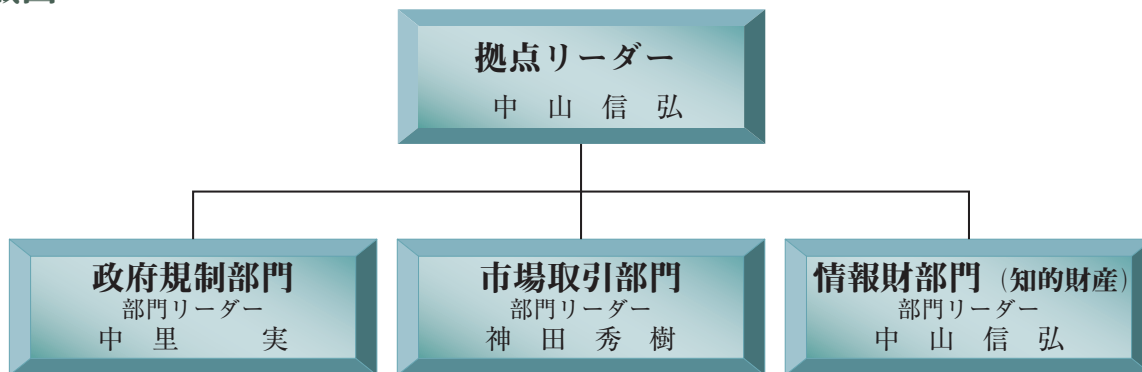
No. 7 Spring 2006



21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
21st Century Center of Excellence Program "Soft Law" and the State-Market Relationship

1 研究教育組織

組織図



2006年4月30日

研究教育拠点構成員

中里 実 (部門リーダー) 法学政治学研究科・租税法 五十嵐 武士 法学政治学研究科・アメリカ政治外交史 碓井 光明 法学政治学研究科・財政法 小寺 彰 総合文化研究科・国際経済法 宇賀 克也 法学政治学研究科・行政法 岩村 正彦 法学政治学研究科・社会保障法 増井 良啓 法学政治学研究科・租税法 白石 忠志 法学政治学研究科・経済法	神田 秀樹 (部門リーダー) 法学政治学研究科・商法 落合 誠一 法学政治学研究科・商法 宮廻 美明 法学政治学研究科・国際企業法 岩原 紳作 法学政治学研究科・商法 山下 友信 法学政治学研究科・商法 内田 貴 法学政治学研究科・民法 藤田 友敬 法学政治学研究科・商法 神作 裕之 法学政治学研究科・商法 松村 敏弘 社会科学研究所・産業組織・公共経済	中山 信弘 (部門リーダー) 法学政治学研究科・知的財産法 ダニエル・フット 法学政治学研究科・法社会学 浅香 吉幹 法学政治学研究科・英米法 大淵 哲也 法学政治学研究科・知的財産法 荒木 尚志 法学政治学研究科・労働法 森田 宏樹 法学政治学研究科・民法
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特任教授

渡辺 裕泰	早稲田大学大学院ファイナンス研究科
相澤 英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科
柏木 昇	中央大学大学院法務研究科
道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科
中島 毅	日本銀行
加藤 公延	新成特許事務所
瀬下 博之	専修大学商学部
寺本 振透	西村ときわ法律事務所

特任助教授

石川 博康	学習院大学法学部
加賀見 一彰	明海大学経済学部
大久保 直樹	学習院大学法学部
山神 清和	首都大学東京大学院社会科学研究所
藤谷 武史	北海道大学大学院法学研究科
渡辺 宏之	早稲田大学法文学術院
浅妻 章如	立教大学法学部

特任研究員

白崎 宏一	(株)トレードウィン
川副 令	法学政治学研究科
Julien Mouret	Université Montesquieu Bordeaux 4
岩倉 友明	東京証券取引所
豊田 哲也	法学政治学研究科
加毛 明	法学政治学研究科
木村 草太	法学政治学研究科
松原 有里	法学政治学研究科
萬澤 陽子	法学政治学研究科
三瀬 朋子	法学政治学研究科
吉永 圭	法学政治学研究科

特任アシスタント

永野 仁美	法学政治学研究科
武生 昌士	法学政治学研究科

メンバー紹介

事業推進担当者（情報財（知的財産）部門）



森田 宏樹（もりた・ひろき） 1984年東京大学法学部卒業、同助手、東北大学法学部助教授、同教授を経て、2000年から東京大学大学院法学政治学研究科教授。専攻は民法です。契約および契約責任の基礎理論の研究からスタートしましたが、その後は多様な分野の問題に関心をもって取り組んできており、現在の研究領域は多岐にわたっています。情報財（知的財産）の関係では、特許法等の知財4法や不正競争防止法における損害賠償規定や間接侵害規定の改正などに関与し、最近では、ライセンサー倒産におけるライセンシーの保護や事業収益に着目した融資手法の進展の観点から、知的財産のライセンス契約の公示制度のあり方についても研究を進めています。また、インターネット法の分野では、電子署名法やプロバイダー責任制限法などの立法にも関与し、その基礎となる研究を行ってきました。さらに、電子マネーや有価証券のペーパーレス化などの財産の電子化・無体化に関する基礎理論の研究も継続的に進めております。私が専攻する民法は、民事法秩序の基本枠組みをなすものであり、上述のような問題に取り組むさいに共通する私の問題関心は、現代社会において生起する新たな問題が、民事法の既存の法概念や法理論に対してどのような変容を迫るものなのかという観点からそれらの分析を行い、新たな問題に対する具体的な解決をも包摂しうるような基礎理論および体系の構築を行うことにあります。そのような関心からは、法規範のあり方について複層的に捉えることが必要であり、法形成においてソフト・ローの果たす役割についても関心を持って研究を行っております。

事業推進担当者（市場取引部門）



松村 敏弘（まつむら・としひろ） 1988年東京大学経済学部卒業。東京大学大学院経済学研究科博士課程修了後、大阪大学社会経済研究所助手、東京工業大学大学院社会理工学研究科助教授を経て1999年から東京大学社会科学研究所助教授（現職）。博士（経済学）。専門は産業組織・公共経済学・法と経済学です。法と経済学の分野では、近年ソフトローに対する注目が増しており、私自身も、国家による強制力の働かない契約・ルールがどんなメカニズムで機能するのかに関心を持っています。産業組織及び公共経済学に関しては、特に公企業の民営化及び規制政策に関して研究しています。公企業の民営化は先進国に限らず社会主義経済からの移行国や途上国においても非常に重要な問題です。この分野でも、成文法は大枠を決める役割しか果たしていないことが多く、ソフトローの果たす役割が非常に大きいと考えています。また規制分野では、日本でも通信・電力・都市ガス等の公共インフラをになう産業で自由化とそれに伴う規制改革が進展していますが、これらの産業でも同様にソフトローが重要な役割を果たしています。これらの産業では、新たに生まれた市場に対応してソフトローが生まれ、それがハードローに変化するもの、ソフトローとしてその役割を強化するもの、逆に成文法として出発したものがその役割を徐々にソフトローに移していくものなど多様なルールの形成パターンが観察され、ルールのダイナミックな変化を観察することができます。この分野の研究をうまくソフトローの研究につなげられないかと考えています。

特任教授



寺本 振透（てらもと・しんとう） 1985年東京大学法学部卒業、1987年司法研修所修了とともに西村眞田法律事務所（現・西村ときわ法律事務所）に入所、1990年前記事務所からのTMI総合法律事務所の分離に伴い同事務所入所、1993年アリゾナ州立大学ロー・スクール客員研究員、1994年道家寺本法律事務所、1996年独立により寺本法律事務所（1997年、寺本合同法律事務所に改称）、2000年業務統合（吸収）により西村総合法律事務所（現・西村ときわ法律事務所）。2006年から本COEプログラムの特任教員を拝命いたしました。

弁護士となってより現在まで、一貫して、知的財産、人材、事業計画といった無形の、しかし、貴重な財産に着目して資金調達を行う方法の開発と実践を行って参りました。業務分野でいえば、一般に、ベンチャーキャピタル・ファイナンス、知的財産ファイナンスなどと呼ばれるところであります。この分野において、重要な役割を果たす法は、制定法としては、知的財産権法、組合関係諸法、商法上の匿名組合契約に関する諸条項、信託関係諸法、有価証券関係諸法、税法などありますが、他方、契約およびその運用の実務の積み重ねによって構築され、業界の多くの当事者が従う、あるいは、それを基盤としてヴァリエーションをつけていくような、ソフト・ローと言い得る事実上の規律の役割にも極めて大きなものがあります。

古典的な金融弁護士は、しばしば、かかる規律を無批判になぞることにより、論理的には完全に説明のつかない、紛争の解決の役に立たない、あるいは、起案者自身が完全には理解していない契約をつくってしまうものです。私は、同僚諸氏とともに、このような悪弊と闘いつつ（もっとも、投資事業組合契約のプラクティスにおいて典型的に見られるように、私自身が大きく関与して生成された規律を無批判に受け継ぐ実務家が多々存在するがために、自ら、また、同僚の手を借りて、それを打ち壊し続けていかなければならないのが実態！）、「説明のつく」金融取引契約、「紛争の解決の役に立つ」金融取引契約、そして、「いかなる財産に対しても金融の糸口を見つけ出すための」金融取引契約の開発を試みております。

このたび、幸いにも与えられた、各方面の専門家の先生方と議論しつつ研究を行える機会を最大限に活用し、無形の財産をよりどころとして実行されるファイナンスを軸足としつつ、ソフト・ローの生成と破壊、そして再構築について、研究をして参りたいと考えております。

特任助教授



浅妻 章如 (あさつま・あきゆき) 1999年東京大学法学部卒業。2004年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了。同年立教大学法学部講師、2006年同助教授。専攻は租税法です。これまで主に国際租税法について研究してきました。租税条約の世界では、OECDが作成するモデル租税条約が指導的役割を果たしています。OECDモデル租税条約はその名の通りモデルにすぎず現実の課税について法的拘束力を有しませんが、二国間で租税条約を締結する際にOECDモデル租税条約が交渉の出発点になると言われています。1920年代の国際連盟から現在のOECDにおける専門家の議論を通じて、国家間での課税権の配分について租税関係者の間では共通理解が大まかながら形成されていると見てよいという状況にあります。ソフトローの一種といえるでしょう。課税権といえば各国それぞれのむき出しの利害がぶつかり合いそうなところ、これは驚くべき成果であると言えるかもしれません。

しかし、そうして形成された規範には残念ながら理論的に検討すると整合的でない部分があると私は観察しています。その中で、私は所得源泉の観念のされ方について研究し博論としてまとめました（「所得源泉の基準、及びnetとgrossとの関係（1～3・完）」法学協会雑誌121巻8号1174-1284頁、9号1378-1488頁、10号1507-1606頁（2004））が、その後も、まだまだ別途残されている不整合の解明に取り組んでおります。元々世界的な租税規範は政治的妥協の下で形成されてきたので理論的な整合性など望む方がおかしい、という身も蓋もない言い方もあるかもしれませんが、不整合があるということは不適切な課税または租税回避の元となると思われるので、法の学徒として研究し提言することにも意味があるものと考えております。

特任研究員



豊田 哲也 (とよだ・てつや) 1994年東京大学法学部卒業後、外務省に入省。在フランス大使館二等書記官、国際社会協力人権難民課事務官などを経た後、退職し、2001年に東京大学法学政治学研究科博士課程に入学。昨年12月より本プログラム特任アシスタント。本年4月より特任研究員。専門は国際法。

昨年度は主に国際航空輸送業と漁業の分野で国際組織の枠組みにおいて形成されるソフトローのデータベース作成に関する作業をしていたしました。本年度は引き続き国際組織の枠組みでのソフトローのデータベース作成作業を進めつつ、国際組織の立法機能の観点から国際法におけるソフトロー研究の理論的課題にも取り組むことができると考えております。

およそ法体系においてはハードローこそが本来の法として機能することを期待されているのであり、ソフトローの需要が高まるのは、確立されたハードな法形成システムの規範生産力が社会の規範ニーズに十分に答えられない状況においてだと思えます。そして、それは実は国際法においては20世紀を通じて恒常的な現象であったのだと思えます。したがって、ソフトロー研究は研究対象がソフトであるだけに何とも捉えどころのない難しい面がありますが、規範設定活動の小さからぬ部分をソフト・ローに依存している現在の国際法システムの現実を把握し、その今後を見通すために、これは避けて通ることのできない本質的な研究課題であると考えております。そうした問題意識の下で、本プログラムの研究員としてソフトローの問題群に立ち向かっていきたいと思えます。



私のソフトロー研究： 欧州およびスコットランドにおける“信託”に関して

特任助教授 渡辺 宏之

私は商法・金融法の領域を専攻しており、信託法にも強い関心があります。特に資本市場規制に関する分野は、数の上では圧倒的にソフトローの宝庫といえますので興味は尽きませんが、本稿では、最近の私の主要な問題関心に照らして、欧州およびスコットランドにおける“信託”とソフトローの関係について少し述べてみたいと思います。

欧州の信託においては、「Principles of European Trust Law (欧州信託法基本原理)」という、1999年に作成されたソフトローが存在します。同原理は、1996年からオランダのNijmegen大学で、当時同大学の客員教授として招聘されていたロンドン大学キングスカレッジのDavid Hayton教授を中心に組織された、欧州各国およびオフショア諸法域で行われる信託および信託類似制度の統一に向けてのプロジェクトの成果であります。8箇条の規定からなる基本原理の他、それに関するコメント、および、スコットランド、ドイツ、スイス、イタリア、フランス、スペイン、デンマーク、オランダの各国からのメンバーによるレポートが付されています。欧州信託法基本原理は、研究者グループによる提言という形をとられ、まさに典型的な「ソフトロー」といえるものでありますが、その影響は、欧州各国の“信託法”形成とその統合に向けて、非常に大きいものであります〔同原理の詳細については『欧州信託法の基本原理』(有斐閣、2003年)参照〕。

英国(イングランド)においては、沿革上、信託の法的な最大の特徴は、受託者のコモン・ロー上の権限と受益者のエクイティ上の権限の分属にあるとされてきました。それゆえ、ドイツ、フランス等を始めた大陸法諸国は、そうした「コモン・ローとエクイティ上の権限の分属」といった、英米法系の信託と同様の法的構成が採れず、多くの欧州諸国では、それぞれ独自の「信託類似制度」が存在するものの、法制度としての“trust”そのものは存在できないと考えられてきました。

しかしながら、「欧州信託法基本原理」は、英米法系の信託に特有のそうした法的構成に抛らず、分離された信託財産の独立性という観念に信託の特徴を見出しています。同原理の第1条では、「信託は、受託者が自己の財産とは別個に信託財産を所有し (the “trustee” owns assets segregated from his private patrimony)、他人の利益又はある目的の実現・推進のために管理する義務を負う仕組みである」と規定されています。

ここから以下が自らの現在の主要な問題関心であり研究テーマであるのですが、実は、驚くべきことに、現在は英国(連合王国)の正式な一地域であるスコットランドにおいても、イングランドと全く同様の「信託」は存在しません。イングランドと同様、trustと呼ばれる法制度は、確固として存在します。しかしながら、法的構成は非常に異なります。スコットランドは、長い間イングランドとの対抗・独立関係にあり、法的にはむしろ大陸諸国との関係が強かったその歴史的経緯から、いわゆるエクイティ(衡平法)が、独

立した実定法上の法準則として存在せず、他の欧州諸国と同様に、コモン・ローとエクイティ上の権利の分属という伝統的なイングランドのトラストの構成が採れなかったことが、その主要な理由と考えられます。

そのスコットランドにおける近時の信託の理論構成は、上記の欧州信託法基本原理の1条に見られる、独特の財産権理論であるpatrimony、およびsegregated fundと、奇しくも同様の構成となっています。ということはつまり、スコットランド信託法の理論の中核となるものが、欧州における統一的な信託法理論の中核となる可能性がありうるということです。

スコットランド法は、固有の慣習、ローマ法、教会法、およびイングランド法の混合体系として、歴史的に形成されてきたものであり、かつ現在でも、イングランド法との緊張・対抗関係のもとで形成され続けているといえます。1707年のイングランドとの「連合」以来、ごく最近である1999年のスコットランド議会の復活までの約300年ほど、スコットランドには、独自の立法権は存在しないものの、独自の司法権が存在するという特異な状況が続いていました。これは、地方自治体や連邦における州が、国家から条例や州法制定の権限を委任されている状況とは根本的に異なっています。ウェストミンスターで制定された形にはなっているものの、スコットランド向けの制定法は、スコットランドのコモン・ローとの整合性を保つため、別途立法が行われてきました〔石前禎幸「研究会記事：スコットランド法の独自性について」法律論叢（明治大学）72巻2・3号（1999年）、等参照〕。それらのスコットランド“独自法”は、ある意味で、いわば、一種の壮大な慣習法、“ソフトロー”の体系とすることができるのではないかと思います。

さらに、その背景には、スコットランドのイングランド化の理論的中核となった法学者・哲学者達の多く（例えばフランシス・ベーコン）においても、慣習を無視した強制的な法の統一をためらった事実があったとされており、このことは、「法・規範の自律性」について我々に重要な示唆を与えてくれるものと思います。

スコットランド信託法については、甚だ不十分なものながら、序説的試みとして、拙稿「スコットランドにおける『信託』の法概念」比較法学39巻3号（2006年）を脱稿したばかりです。本プロジェクトにおいては、欧州における統一的な信託法理論とスコットランド信託法との交錯の可能性を模索しつつ、また、一種の自律的な規範、ソフトローの体系としてスコットランド法を捉え、その成立条件と規範としての位置づけについて、研究を進めてゆきたいと思っております。

2 研究教育活動

本拠点の2006年2月1日から同年4月末までの活動をご紹介します。なお、報告者等の所属・肩書は当時のものです。

<政府規制部門>

■経済法研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第11回	2006年2月16日	Stolt-Nielsen判決	
第12回	4月20日	Republic Tobacco 高裁判決	

<市場取引部門>

■市場取引ソフトロー研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第12回	2006年2月21日	規範の私的形成と国家によるエンフォースメント ：商慣習法を素材として	藤田友敬（東京大学教授）
第13回	3月27日	フランチャイズ関係に関するソフトローの比較法的調査 －フランチャイズ協会の役割と倫理綱領	小塚荘一郎（上智大学法科大学院教授）

<情報財(知的財産)部門>

■権利ビジネス研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第10回	2006年2月6日	商号に関する商法改正と標識法の体系	小塚荘一郎（上智大学法科大学院教授）
第11回	4月24日	信託を活用した特許ビジネス	武智克典（弁護士）

■生命工学と法政策研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第12回	2006年2月10日	ライフサイエンス産業における知的財産戦略	秋元浩（株式会社武田薬品工業常務取締役）

■知的財産法研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第11回	2006年2月24日	特許無効審判の審決取消訴訟と訂正をめぐる諸問題 －平成15年改正特許法181条2項の適用前と適用後－	田中昌利（知的財産高等裁判所判事）

■知的財産ソフトロー収集作業班報告会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第3回	2006年4月12日	舞台演劇製作過程における契約の実態調査 中間報告	COEソフトロー収集作業班メンバー 及び指導弁護士（城山康文弁護士等）

<全分野横断的研究>

■ ソフトロー理論研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第14回	2006年4月24日	ソフトローとハードロー －何がソフトローをエンフォースするのか－	瀬下博之 (専修大学教授・COE法律特任教授)

■ 「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第6回	2006年2月27日	ソフトロー 対 ハードロー：対立・補完・融合	荒木尚志（東京大学教授）他 詳細は本誌11頁－13頁参照

■ COEソフトローセミナー

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第13回	2006年3月2日	韓国のコーポレート・ガバナンス	金建植（ソウル大学教授）



国際交流

<海外からの来訪者>

2006年

3月2日

金建植（ソウル大学教授）

第13回COEソフトローセミナーでの講演「韓国のコーポレート・ガバナンス」

東京大学21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第6回シンポジウム

「ソフトロー 対 ハードロー：対立・補完・融合」

日 時：2006年2月27日（月） 13：00－17：00
会 場：アカデミーヒルズ・六本木フォーラムオーデトリウム
（港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー49F）

＜総合司会・趣旨説明＞神田秀樹（東京大学教授・21世紀COEプログラム拠点リーダー代理）

「規範の私的形成と国家によるエンフォースメント：

商慣習法を素材として」

報 告：藤田友敬

（東京大学教授・21世紀COEプログラム事業推進担当者）

コメント：曾野裕夫（北海道大学大学院教授）

フロアからの質問



「労働法におけるハードローとソフトロー：努力義務規定を中心に」

報 告：荒木尚志

（東京大学教授・21世紀COEプログラム事業推進担当者）

コメント：両角道代（明治学院大学助教授）

フロアからの質問

「租税法の形成における実験」

報 告：増井良啓

（東京大学教授・21世紀COEプログラム事業推進担当者）

コメント：渡辺智之（一橋大学大学院教授）

フロアからの質問



＜終わりの挨拶＞中山信弘（東京大学教授・21世紀COEプログラム拠点リーダー）

協力：東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センター／株式会社 商事法務

2006年2月27日(月) 開催 「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第6回シンポジウム

「ソフトロー 対 ハードロー：対立・補完・融合」

2006年2月27日、本COEプログラムの第6回シンポジウム「ソフトロー 対 ハードロー：対立・補完・融合」が、六本木アカデミーヒルズにおいて開催された。本COEプログラムでは、例年、年度末に当年度の研究成果をまとめて報告するためのシンポジウムを開催しているが、その3回目のものである。第1回は、本プログラムで行う研究のアジェンダを提示することを目的としてソフトローの理論的な側面に焦点を当てたものであった(2004年3月12日)。第2回は、実務におけるソフトローの役割に焦点を当てた、実証的な性格を有するものであった(2005年3月14日)。今回は、再び理論的な側面を重視するものであるが、次に述べるようにソフトローとハードローの相互関係を明らかにするというものである。また報告者については、第1回がCOE事業推進担当者、第2回がCOE特任研究員を中心とするものであったが、今回はすべてCOE事業推進担当者による報告となっている。

今回のシンポジウムの狙いは、すでに3年目を終えた本プログラムにとっての中核的な課題を取り上げることにあつた。ソフトローは、国家によってエンフォースされる規範ではないものの、本プログラムが法学政治学研究科によるプロジェクトとして遂行される以上、単なる慣習や社会規範の収集にとどまらず、それらと国家あるいは法制度との相関関係を分析するものでなくてはならない。これまで内部の研究会でもさまざまな検討がなされてきたが、今回はその成果を公表するものである。また中間評価等の外部から寄せられた意見において、ソフトローの概念を明らかにすべきこと、研究対象を明確にすべきことが指摘されてきた。今回のシンポジウムはソフトローの定義それ自体を行うものではないが、どういう性格の規範について、どういう研究アジェンダがあるかということを明示するという面も有しており(特に第1セッション)、その限りで上記の指摘に答えるものでもある。

第1セッションでは、藤田友敬教授(東京大学・21世紀COEプログラム事業推進担当者)による「規範の私的形成と国家によるエンフォースメント：商慣習法を素材として」と題する報告がなされた。同報告は、規範の作成主体、規範のエンフォースメントの主体という2つの分類軸を用いて諸規範を分類し、各ジャンルにおける研究アジェンダを特定する。その上で、本シンポジウムの各報告が、国家以外が形成し国家がエンフォースする規範、国家が形成し、国家がエンフォースしない規範、国家が形成し国家がエンフォースする規範、に対応している旨が説明され、本シンポジウムの狙いが説明された。

以上の枠組みにつづいて、「国家以外が形成し国家がエンフォースする規範」の一例として、商慣習法の問題について議論が展開された。裁判所は、契約のエンフォースメントに際して、商慣習・取引慣行をどこまで取り入れて紛争解決を行うべきかという問題を、裁判所の能力や有する情報といった観点から分析するものである。第1セッションの報告に対しては、コメンテーターである曾野裕夫教授（北海道大学）から、自己の研究成果をふまえた質問および論評が加えられた。

第2セッションは、荒木尚志教授（東京大学・21世紀COEプログラム事業推進担当者）による「労働法におけるハードローとソフトロー：努力義務規定を中心に」と題する報告がなされた。努力義務規定という国家がエンフォースしない形で導入された規範（ソフトロー）が、その後、ハードロー化してゆく現象が紹介され、それをどう考えるかが議論された。ある規範をめぐる社会的合意が確立していない段階における過渡的なルール形成としてのソフトローという視点が提示された。国家が自らはエンフォースしないような規範をなぜ定立するのかという問題への一つの答えといえる。荒木報告に対しては、両角道代助教授（明治学院大学）から、北欧の例に言及した詳細なコメントがなされた。

最後の第3セッションは、増井良啓教授（東京大学・21世紀COEプログラム事業推進担当者）による「租税法の形成における実験」である。租税法は典型的なハードローの領域に思われるが（租税法律主義）、しかし現実がそう単純ではないことが指摘される。法律が大まかな枠しか定めず、拘束力のない通達によるエンフォースメントがなされることがある。なぜ人々は拘束力がないはずの通達に従うのか、通達はどのような領域で用いられているのか、通達はどのように変化していくかといったことが問われる。さらに分析は、「事前照会に対する文書回答」という未知の問題にも及ぶ。納税者に対する税務当局からの「提案」としての回答は、いわば実験としての性格を有するものであり、そういうものとしてそれをどういう形で規制してゆくことが望ましいかという問題提起がなされた。コメンテーターである渡辺智之教授（一橋大学大学院経済学研究科）は、かつて「不完備契約としての租税法」という考え方を提示した論者であるが、理論面のみならず実務的な経験をも踏まえたコメントがなされた。

全体として、報告・コメントは時間的な余裕を持って終わったが、会場からは相当の質問が寄せられたため、時間いっぱいまで活発な質疑がなされた。なお、シンポジウム参加者に後日メールで行ったアンケートの結果は、内容についておおむね好評であった。

藤田友敬（東京大学大学院法学政治学研究科教授・当プログラム事業推進担当者）

3 研究成果

COEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ

2006年2月から同年4月末までに以下の4本が公表されました。本拠点のホームページからもダウンロードできます (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/outcome.html>)。



号	執筆者	タイトル
COESOFTLAW-2006-1	齋藤民徒	立法を通じたコミュニケーション －ソフトロー研究における意義と課題－
COESOFTLAW-2006-2	藤田友敬	規範の私的形成と国家によるエンフォースメント： 商慣習法を素材として
COESOFTLAW-2006-3	増井良啓	租税法の形成における実験 国税庁通達の機能をめぐり一考察
COESOFTLAW-2006-4	瀬下博之	ソフトローとハードロー －何がソフトローをエンフォースするのか－

ソフトロー研究

2006年3月に第5号が刊行されました。ソフトロー研究は株式会社商事法務から販売されています。入手方法等は同社のウェブサイト (<http://www.shojihomu.co.jp/softlaw.html>) でご確認ください。

ソフトロー研究 第5号 (2006年3月)

<座談会>

『取締役会・監査役会併設会社のガバナンス・ベストプラクティス・コード』の制定

【資料】

小塚荘一郎ほか

「取締役会・監査役会併設会社のガバナンス・ベストプラクティス・コード」

日本取締役協会、コーポレート・ガバナンス委員会

<講演>

「経営者報酬の開示義務；ソフトローによる法統合の一例」

クリスチャン・フェルスター

訳：神作裕之

<研究ノート>

「ハーバード・ロースクール LL.M.コース日本人入学者の属性の分析」

中里実

「証券会社をめぐるソフトロー：自主規制ルールを中心に」

岩倉友明

<レビュー>

「立法を通じたコミュニケーション—ソフトロー研究における意義と課題—」

齋藤民徒





発行日 2006年4月30日

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科
21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局

Phone:03-5805-7297 Fax:03-5805-7143 E-mail:coe-law@j.u-tokyo.ac.jp URL: <http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/>